5　平成二十九年度以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十条を附則第九条とする。

附則第十一条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「「並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の」を加え、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

附則第十一条を附則第十条とする。

附則第十二条及び第十三条を削り、附則第十四条を附則第十一条とし、附則第十五条を附則第十二条とする。

附則第十六条の見出し中「平成二十四年度以後」を「平成二十四年度及び平成二十五年度」に改め、同条中「平成二十四年度以後の各年度」を「平成二十四年度及び平成二十五年度」に改め、「、当分の間」を削り、同条の表第十三条第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百三十三号）附則第三項の規定による改正前の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、同条を附則第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十四条　平成二十六年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。）
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第二号から第四号まで	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令

	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該算定に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）

附則第十七条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に、「附則第十一条第三項及び第十五条」を「附則第十条第二項及び第十三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十八条の見出し中「平成二十五年度及び平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十五年度及び平成二十六年度」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「平成二十六年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十七年度から平成三十年度までの各年度」に、「附則第十一条第三項及び第十六条」を「附則第十条第三項及び第十三条」に改め、同条を附則第十六条とする。

附則第十九条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「附則第十六条」を「附則第十四条」に改め、同条を附則第十七条とする。

附則第二十条を附則第十八条とする。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第三条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「附則第七条の二第一項」の下に「及び第七条の三第一項」を加え、「額及び」を「額並びに」に、「地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に、「附則第十七条」を「附則第十五条」に、「附則第十条第二項及び第十三条」を「附則第十五条第二項及び第十三条」に改める。

附則第五条の見出し中「平成二十五年度及び平成二十六年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「附則第十七条」を「附則第十五条」に、「附則第十三条」を「附則第十一条」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改め、同条中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「附則第十九条」を「附則第十七条」に、「附則第十六条」を「附則第十四条」に改める。

附則第七条（見出しを含む。）中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十六年度から平成二十八年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第三条の規定による改正後の災害対策基本法施行令第四十三条第二項の規定は、平成二十六年度以後の年度における同項に規定する標準税収入額の算定について適用し、平成二十五年度以前の年度における第三条の規定による改正前の同令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定については、なお従前の例による。